

令和6年第2回川西町 議会臨時会会議録

令和6年5月13日 月曜日 午前9時30分開議

議長 井上 晃 一 副議長 伊藤 進

出席議員（13名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 船山千鶴君 | 2番 鈴木孝之君 |
| 3番 寒河江寿樹君 | 4番 遠藤明子君 |
| 5番 渡部秀一君 | 6番 寒河江司君 |
| 7番 吉村徹君 | 8番 鈴木幸廣君 |
| 9番 神村建二君 | 10番 橋本欣一君 |
| 11番 高橋輝行君 | 12番 伊藤進君 |
| 13番 井上晃一君 | |

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

| | |
|------------------------|--------------------------------|
| 町長 茂木 晶君 | 副町長 鈴木清隆君 |
| 教育長 小林英喜君 | 総務課長 有坂強志君 |
| 安全安心課長 前山律雄君 | 財政課長 坂野成昭君 |
| まちづくり課長 大友勝治君 | 政策推進課長 色摩良一君 |
| 会計管理者・ 税務会計課長 鈴木 玄君 | 住民課長 中山宗隆君 |
| 福祉介護課長 梶山由美君 | 健康子育て課長 近 祐子君 |
| 産業振興課長 内谷新悟君 | 農地林務課長 ・農業委員会 事務局長 佐藤賢一君 |
| 地域整備課長 大河原孝如君 | 教育文化課長 安部博之君 |
| 監査委員 嶋貫榮次君 | 財政主幹 石田英之君 |

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 優 徳

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 任 高 橋 知 希

議 事 日 程 (第 1 号)

令和6年5月13日 月曜日 午前9時30分開議

日程第 1 議席の指定

- ・ 新議員の紹介
- ・ 町長のあいさつ

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 発議第7号 常任委員会委員の選任

日程第 5 議第28号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認について

日程第 6 議第29号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について

日程第 7 議第30号 川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 8 議第31号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付しております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎議席の指定

○議長 日程第1、議席の指定を行います。

川西町議会会議規則第4条第2項及び川西町議会運用例第1章第10項の規定により、1番の議席を舩山千鶴議員の議席に指定いたします。

川西町議会運用例第1章第30項の規定により、去る4月21日執行の川西町議会議員補欠選挙において当選されました舩山千鶴さんをご紹介します。自席でごあいさつをお願いいたします。

○1番 おはようございます。

このたび町議会議員に当選いたしました舩山千鶴と申します。精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 茂木 晶町長には、去る4月21日執行の川西町長選挙において当選されました。

町長より就任のあいさつの申出がありますので、川西町議会運用例第1章第33項の規定により、これを許可いたします。ご登壇の上、あいさつをお願いします。

町長茂木 晶君。

(町長 茂木 晶君 登壇)

○町長 本日は臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中にもかかわらずご参集を賜り、深く感謝申し上げます。

町長に就任後、初めての議会であります。議員の皆様をはじめ、町民の皆様にごあいさつを申し上げる機会を許可いただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

令和6年4月21日執行の町長選挙におきまして、町民の皆様をはじめ、各方面の方々からたくさんのご支援、ご厚情を賜りまして、町政運営を担わせていただくことになりました。心より感謝申し上げます。

行政のトップとしての使命と責任の重さを実感し、身の引き締まる思いであります。無投票による当選とはなりましたが、多くの皆様から寄せられた要望や期待に応えるために、情熱と行動力で、川西町のさらなる発展、さらに住みやすい町にできるように、全力で取り組む所存でございます。

また、二元代表制の地方議会におきまして、議会と行政は車の両輪のような関係にあります。この一翼を担っておられます議員の皆様と行政が切磋琢磨、協力しながら、よりよい町政を実現したいと考えております。

私の政治信条といたしまして、共生社会の実現を掲げております。年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、全ての町民の皆様が笑顔で暮らせる町を目指してまいりたいと考えております。町民の皆さんの生活満足度を上げ、川西町をさらに住みやすい町にすることが町政の基本であると考えております。

また、地方自治法第1条には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とあります。住民の幸せを向上させるために、自主的に取り組むことが地方公共団体の大きな役割であります。行政が前向きに、常に向上心を持って町政運営に取り組むことで、町民の皆さんが住みやすいと実感できる町にしていきたいと考えています。

さて、現在の川西町を振り返りますと、前町長には20年の長きにわたり町政運営を担っていただきました。町、行政のトップという大きな責務を長年にわたり全うしていただき、ご功績とご功勞に対し、心より敬意と感謝の意を表す次第であります。

この20年間には、東日本大震災や令和4年8月の豪雨災害など甚大な自然災害が多数発生しました。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、世界的な経済危機に直面し、社会の様々な面での変化が生じました。ロシアのウクライナ侵攻や外国為替市場における急速

な円安等の影響により、原油価格や物価が高騰し、国民の生活は困窮しています。さらに、少子高齢化が進み、人口減少がより一層加速する中で、経済、産業活動の縮小、税収入の減少、社会保障費の増加など課題が山積している状況となっています。

その中で、かわにし森のマルシェの整備、あるいは川西ダリヤパークゴルフ場の整備をはじめ、小松小学校や国道113号新潟山形南部連絡道路、梨郷道路、メディカルタウンの整備等に取り組んでこられました。また、これから完了を予定している事業として、国道287号米沢長井道路の開通、川西まちなかテラスの整備事業等もあります。このように、前町長が取り組んでこられた事業を新しい視点でさらに発展させることが、私に課せられた使命であると考えております。

令和7年度には、川西町の基本計画である第6次川西町総合計画を策定することになります。総合計画は、本町の特性や課題等を踏まえ、将来どのような町にしていくか、また、どのような方法で取り組んでいくのか、これらを総合的、体系的に取りまとめたものであり、今後10年間の基本構想を示すものであります。10年後の川西町を希望のある川西町にするために、私は大きく3つの考え方を柱に町政運営に取り組んでまいります。

1つ目は、安心して暮らせるまちづくりであります。

自然災害から町民の皆さんの生活を守るために、ソフト、ハード両面から災害に強いまちづくりを進めてまいります。災害復旧工事の着実な進捗を図ることや、快適な避難所の整備、最適な避難方法の周知や情報提供等に取り組みます。また、豪雪地帯の本町において、冬期間の快適な生活と交通安全を確保するため、除雪事業推進の検討を図ってまいります。

地域医療体制の充実も必要不可欠であります。置賜総合病院を中心とした急性期医療や、サテライト施設での回復期や慢性期医療、さらに在宅医療に力を入れることで、地域医療の充実を図りたいと考えています。

また、高齢者の健康寿命の延伸にも積極的に取り組んでまいります。医療需要や介護需要への効果を得るためだけではなく、高齢者が重要な社会基盤を支え、社会保障制度の持続性にもつながり得ると考えております。町民の皆さんに寄り添った、安心して暮らせる町をつくるためにも、各地区交流センターとの連携を強化し、よりきめ細かな行政サービスを展開できるように取り組んでまいります。

2つ目は、人が育ち、さらに稼げる産業づくりであります。

農業、工業、商業、全ての産業において、経営基盤の確立と担い手の確保が急務であります。行政と事業者、外郭団体との連携を強化し、各産業の振興に取り組んでまいります。

特に、川西町の基幹産業である農業の振興に関しては、国・県の関係機関や各団体との連携を深め、経営の安定と所得の向上を図り、さらに魅力ある産業にすることで就労の選択肢を増やし、担い手不足や事業継承の支援に努めてまいります。

地域経済の活性化を図るには、観光と商工業が連携を強化し、関係人口の創出、拡大を図る必要があると考えています。観光やお祭り、イベントに来られた方が滞在時間を延長したり、来町される頻度を上げる施策を練り上げ、本町内での消費をさらに増やすことで、地域経済の活性化を図ってまいります。

3つ目は、子育て支援の拡充です。

少子高齢化社会の中、子育て支援を拡充し、より子育てのしやすい川西町を目指していきます。季節や天候にかかわらず利用のできる室内遊戯場の整備は急務であると考えています。真夏の猛暑の中でも、真冬の吹雪の中でも、安心して子供を遊ばせることのできる施設を整備していきます。

また、病児保育の利用拡大や保育料の完全無償化についても、財源をしっかりと確保した上で、持続的な支援ができるように取り組んでまいります。

以上、3つの考え方を柱に町政運営に努めてまいりたいと考えておりますが、川西町の財政状況は非常に厳しい状態であります。現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表した将来負担比率は、県内ワースト2位であります。このような状況からも、新しい視点で行財政の改革にしっかりと取り組み、適材適所に努めることや、国・県との連携をより一層強化して、有効な財源の確保に努めてまいります。歴代の町長と職員の皆様が築いてくださいましたこの川西町をさらに発展し、さらに住みやすい町にできるように、職員と共に精いっぱい取り組んでまいります。

最後に、議員各位と町民の皆様には、より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、私の所信といたします。

○議長 茂木町長におかれましては、本町の振興発展のため、今後のご活躍とご健勝をご祈念申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第2、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

6番寒河江 司君、7番吉村 徹君、ご両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎発議第7号 常任委員会委員の選任

○議長 日程第4、発議第7号 常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、川西町議会委員会条例第2条、第3条第2項、第7条第1項及び第4項の規定により、私より指名いたします。

産業厚生常任委員1名、船山千鶴さん。

お諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、産業厚生常任委員に船山千鶴さんを選任したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、ただいま指名いたしましたとおり、船山千鶴さんを産業厚生常任委員に選任することに決定いたしました。

◎議第28号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第8号）の専決処
分の承認について

○議長 日程第5、議第28号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第28号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めためです。

詳細につきましては、坂野財政課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、私から議第28号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度川西町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めらるるものでございます。

本日付提出、川西町長名でございます。

次のページになります。

専第1号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日付、川西町長名。

続いて、補正予算書でございます。

令和5年度川西町一般会計補正予算（第8号）。

令和5年度川西町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,612万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億810万5,000円としたものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加・変更は、第2表地方債補正による。

令和6年3月29日付、川西町長名でございます。

それでは、先に第2表のほうからご説明を申し上げます。

第2表地方債補正、追加が1件ございます。

起債の目的、脱炭素化推進事業、限度額は1,710万円。

起債の方法、利率、償還の方法は、ここに表示してあるとおりでございます。

続いて、変更が4件ございます。

まず、1つ目、公共事業等、補正後の限度額は1,000万円で、1,280万円の減額でございます。

続いて、一般補助施設整備等事業、補正後の限度額は2,030万円で、1,280万円の増額でございます。

続いて、3つ目、緊急防災・減災事業、補正後の限度額は2億4,680万円、2億3,800万円の増額。

続いて、4つ目、過疎対策事業、補正後の限度額は7億460万円、2億4,910万円の減額でございます。

計の欄でございますが、補正後の限度額15億72万4,000円、600万円の増額でございます。

なお、この補正につきましては、県との協議結果に合わせて追加並びに変更、増減の変更を行ったものでございます。

続いて、第1表関係、歳入歳出予算でございますが、別紙の資料でご説明を申し上げます。

第28号資料、令和5年度川西町一般会計補正予算（第8号）の概要でございます。

1、歳出でございますが、歳出につきましては、新型コロナ対応や物価高騰対応臨時交付金事業及び主な事業の変更や確定等により、予算の補正や財源更正を行ったものでございます。

それでは、性質別に区分した補正額と主な内容についてご説明申し上げます。

ナンバー1、人件費、補正額は113万3,000円の減額。一般職員時間外勤務手当並びに会計年度職員の報酬等でございます。こちらは物価高騰対策事業に係る人件費の減額に併せた補正でございます。

続いて、ナンバー2、補助費等1,402万3,000円の減額。このうち、ふるさとづくり基金管理事業、返礼品として215万3,000円の増額。これは寄附金の増額に対応して増額補正したものでございます。

続いて、地域営農推進事業、畑地化促進事業費補助金、424万6,000円の減額。これは事業申請の取下げによるもので減額としたものでございます。

続いて、デジタル地域通貨導入事業、デジタル商品券原資として992万1,000円の減額。こちらは事業費の確定によるものでございます。

続いて、ナンバー3、物件費105万円の減額。このうち、ふるさとづくり基金管理事業、

事務処理委託料135万9,000円の増額。これは寄附金の増額に対応したものでございます。

続いて、ナンバー4、扶助費2,647万6,000円の減額。このうち、2段目になりますが、物価高騰対策給付金支給事業、給付金として833万円の減額、その下になります、住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金支給事業、給付金として410万円の減、続いて、子育て世帯等物価高騰対策臨時特別給付金支給事業、こちらも給付金として1,185万円の減額。これらにつきましては、確定見込みに併せて減額としたものでございます。

続いて、ナンバー5、普通建設事業費（補助）5,171万円の減額。このうち、担い手確保・経営強化支援事業、農業機械整備補助金5,000万円の減額。これは事業が不採択となったことによる減額でございます。歳入についても同額減額としております。

続いて、ナンバー6、積立金3,289万5,000円の増額。このうち、財政調整基金積立金1,967万7,000円の増額。これは、取崩しをゼロにし、さらに積立てを行うために増額としたものでございます。

その下になりますが、ふるさとづくり基金積立金、これは寄附金の増額に対応し、積立金を増額補正したものでございます。

ナンバー7、繰出金1,463万円の減額。介護保険事業特別会計繰出金の補正に併せた減額でございます。

歳出合計7,612万7,000円の減額。

続いて、2、歳入であります。

ナンバー1、地方譲与税並びにナンバー2からナンバー11までの各種交付金及び地方交付税につきましては、令和5年度交付額の確定に併せまして増額及び減額補正を行ったものでございます。

続いて、ナンバー12、国庫支出金、補正額は2,014万8,000円の減額でございます。このうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金844万8,000円の増額、その下になりますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,666万9,000円の減額、これらにつきましては、交付金事業の実施に併せて増減を行ったものでございます。

続いて、ナンバー13、県支出金5,645万円の減額。このうち、2段目になりますが、ゴルフ場利用税損害賠償金交付金12万1,000円の増額。これにつきましては、福島原発事故の風評被害で減収となった分について、東京電力からの賠償金から県を通して交付を受けたものでございます。

続いて、担い手確保・経営強化支援事業費県補助金5,000万円の減額。事業の不採択によ

るものでございます。

畑地化促進事業費県補助金424万7,000円の減額。これは事業の取下げによる減額補正でございます。

ナンバー14、寄附金1,321万7,000円の増額。ふるさとづくり寄附金の増額によるものでございます。

ナンバー15、繰入金404万7,000円の減額。このうち、財政調整基金繰入金456万8,000円の減額。これは財政調整基金の取崩しをゼロとするものでございます。

ナンバー16、諸収入708万円の減額。このうち、プレミアム商品券販売収入723万8,000円の減額。これは実績に併せて減額としたものでございます。

ナンバー17、町債600万円の増額。それぞれ、ここに表示しておりますそれぞれの事業債の確定に併せて補正をしたものでございます。

ナンバー18、自動車取得税交付金112万8,000円の増額。

歳入合計7,612万7,000円の減額。

なお、この補正後の財政調整基金残高は5億9,444万8,000円となり、令和5年度の標準財政規模に占める割合は8.9%となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎議第29号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について

○議長 日程第6、議第29号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります、川西

町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第29号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めためです。

詳細につきましては、梶山福祉介護課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 梶山福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第29号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めものです。

本日付、町長名です。

次のページをご覧ください。

専第2号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日付、町長名です。

次のページをご覧ください。

補正予算書でございます。

令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。

令和5年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億148万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,422万5,000円としたものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年3月29日付、町長名です。

詳細につきましては、別添の資料により説明させていただきます。

議第29号資料、概要書でございます。

1、歳出。

1款総務費348万3,000円の減額です。介護保険システム改修委託料が確定したことに伴う減額であります。

2款保険給付費8,400万円の減額です。介護サービス費、介護予防サービス費、ともに実績見込みに伴う減額をしたものでございます。

3款地域支援事業費1,400万円の減額でございます。介護予防・日常生活支援総合事業費の実績見込みに伴う減額としたものであります。

歳出合計1億148万3,000円の減額です。

続きまして、2の歳入です。

歳入につきましては、歳出の2款保険給付費及び3款地域支援事業費の財源となる国・県等の負担割合がそれぞれ決まっておりますことから、歳出額の変更に伴い、増額、減額となったものであります。

1款介護保険料103万1,000円の増額です。

3款国庫支出金3,508万2,000円の減額です。主なものとしましては、介護給付費国庫負担金1,675万円の減額、調整交付金1,335万6,000円の減額です。

4款県支出金1,230万円の減額です。

5款支払基金交付金2,646万円の減額です。

7款繰入金2,867万2,000円の減額です。このうち、介護給付費準備基金繰入金につきましては、1,404万2,000円の減額としております。

歳入合計1億148万3,000円の減額でございます。

欄外に記載しております補正後の介護給付費準備基金残高は2億2,679万7,000円でございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎議第30号 川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の設定について

○議長 日程第7、議第30号 川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の設定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第30号 川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の設定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、鈴木税務会計課長より説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 鈴木税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 命によりまして、私から議第30号 川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の設定についてご説明を申し上げます。

川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例。

本日付、川西町長名でございます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

では、説明につきましては、議第30号資料、川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一

部を改正する条例の概要によりましてご説明を申し上げます。

1 番の改正の趣旨でございます。

令和 6 年度の税制改正につきましては、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、所得税及び個人住民税の減税、令和 6 年度の固定資産税評価替えに伴う税負担の激変緩和のための負担調整措置の据置きなどとなっており、この税制改正に併せ、地方税法等が改正されたことに伴い、本町の次の関係条例を改正するものでございます。

(1) でございますが、川西町税条例、(2) 川西町都市計画税条例でございます。

続いて、2 番目の主な改正内容でございます。

初めに、(1) の川西町税条例の一部改正関係でございます。

1 つ目でございますが、個人住民税関係。こちらにつきましては、令和 6 年度分の個人住民税について、納税者の合計所得が 1,805 万円以下の場合に限り、当該納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき 1 万円の減税を実施するものでございます。

続いて、②固定資産税関係でございます。こちらは、令和 6 年度の固定資産税評価額の評価替えにおきまして、負担水準のばらつきの拡大や税負担の急激な上昇が見込まれることから、段階的な税負担の均衡化と激変緩和のため、課税標準額を調整する負担調整措置の適用期限を 3 年間延長するものでございます。

続いて、③でございます。その他法令改正に伴う条文の整備でございます。法令の改正によりまして、条項や文言などが変更等されたため、町条例の条文を法律の改正に沿った内容に変更するものでございます。

続いて、(2) 川西町都市計画税条例の一部改正関係でございます。

こちらにつきましては、法律の改正によって、条項や文言などが変更等されたため、町条例の条文を法律の改正に沿った内容に変更するものでございます。

3 番の施行期日等でございます。

(1) この条例につきましては、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(2) その他この条例の施行については、附則に記載の日から施行し、それぞれの年度分から適用する。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、

討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第31号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長 日程第8、議第31号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第31号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、鈴木税務会計課長より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 鈴木税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 命によりまして、議第31号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本日付、川西町長名でございます。

提案理由につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

説明につきましては、議第31号資料、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要によりましてご説明を申し上げます。

まず、1番目の改正の趣旨でございます。

令和6年度の税制改正については、経済動向を踏まえ、国民健康保険税における課税限度額の引上げ、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正となっており、この税制改正に併せ、地方税法等が改正されたことに伴い、川西町国民健康保険税条例を改正するものでございます。

2番目の改正内容でございます。

まず、(1)の課税限度額の引上げについてでございます。

中間所得層の被保険者の負担に配慮し、課税限度額の引上げを行うものでございます。

内容につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円に、現行22万円でございますが、こちら2万円引き上げるものでございます。

なお、基礎課税額の課税限度額65万円及び介護納付金課税額の課税限度額17万円につきましては、現行のまま据置きとなっております。

合計限度額につきましては106万円、現行104万円ということで、2万円の引上げとなっております。

続いて、(2)の5割軽減、2割軽減の基準額の見直しでございます。

経済動向等を踏まえ、軽減判定所得の見直しを行ったものでございます。

①の5割軽減基準額の内容につきましては、基礎控除額43万円プラス10万円掛ける年金、給与所得者の数マイナス1プラス29万5,000円、こちら現行29万円から29万5,000円に拡大するものでございます。掛ける被保険者プラス特定同一世帯者数という内容でございます。

続いて、②の2割軽減基準額の内容でございます。基礎控除額43万円プラス10万円掛ける年金及び給与所得者の数マイナス1プラス54万5,000円、こちら現行53万5,000円となっておりますので、こちら1万円の引上げとなっております。こちらに被保険者数プラス特定同一世帯所属者数の数を掛けた額というような内容でございます。

続いて、3番の施行期日等でございます。

(1) この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(2) この条例による改正後の川西町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の国民健康保険税について適用し、令和5年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

私からの説明は以上になってございます。よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって、令和6年第2回川西町議会臨時会を閉会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午前10時26分)